

合 意 書

「適格消費者団体特定非営利法人消費者機構日本」を「甲」、「上野クリニック（新宿医
院）」を「乙」として、本日、下記のとおりの内容により和解契約を締結し、後日の証明の
ために甲・乙各1通宛て保管することとする。

第1条（基本的合意）

乙は甲に対し、乙が消費者を対象として行うインターネット（パソコン及びスマートフ
ォン用を含む）のサイト上の電子広告（ないし情報提供）、TV・新聞・雑誌上の広告、チ
ラシ、パンフレット等の媒体の如何を問わない表示・広告の一切、及びその他の説明資料
の上で、乙が受診者に対して行う①施術の内容、②各施術方法の必要性と危険性、③基本
的施術とオプション等の選択肢それぞれのリット・デメリット、④各施術方法の料金体
系について、正確無く、可能な限り十全の表示・広告、情報提供、説明を、素人である消
費者にとって理解しやすい簡明な表現により行うことを承諾する（重要な具体的項目とし
ては、以下のとおり）。

第2条（包茎治療等の料金体系と効果の表示方法）

乙は甲に対し、甲との平成24年9月28日付「申入れ」送付以降（以下「後通」と
言う。）に、インターネット・スマートフォン上の広告・表示上（以下、「インターネット・
広告等」と言う。）において用いていた、「別紙1」のとおり「包茎治療料金一覧表」、「パ
ワーアップ（強化）治療」、「料金例」について、消費者の誤解を避けるために以下の各号
のとおり表示を改めることを承諾する。

1. 「包茎治療料金一覧表」の冒頭註記を、「包茎手術料金：美容治療に含まない/公的
保険の適用範囲外となります。」など、包茎治療に必須ではない美容治療とは区分し
て表記することに改める。
2. 「パワーアップ（強化）治療」の冒頭註記を、「美容治療料金：包茎治療への加算料
金/公的保険の適用範囲外となります。」など、包茎治療に必須ではない美容治療で
あることを明示して表記することに改める。
3. オプション的な美容治療料金については、その上限額について誤解を与えないよう
に、具体的な上限金額を表示するとともに、具体的な希望による施術内容により、
更に料金が変わる可能性があることについて表記する。
4. 「料金例」については、美容治療を加えても通常の平均的治療料金が、「34万86
00円」程度に止まるとの誤解を与えないように、削除することとする。
5. 「インプラン注入」と「ヒアルロン酸注入」は、現行の診療体制としては同費で
あるため、いずれかに表現を統一する。その他の施術についても、同じ内容を異な
る表現で表記している場合は、表現を統一する。
6. 「美容治療料金」については、「美容治療手術」、「プアップ取り」、「ヒアルロン酸

- に、料金を分ける。
7. 「美容治療料金」中の「ヒアルロン酸注入」に関し、「タイプ1」～「タイプⅢ」ま
での3種類のものがあが品に誤解を生じないように、料金表示を分け、それぞれの
施術内容について説明し、かつ使用本数によって料金が変わってくる旨の説明を加
え、それぞれの下限・上限金額を表記する。

8. 「ヒアルロン酸注入」に関しては、その効果増大効果に永続性はなく、平均的な効
果保持期間がどの程度であり、注入部位付近の血管萎縮による部分的壊死、血管圧
迫による皮膚障害、アレルギー等の副作用が、ごく稀にはあるにせよ発症し得る
ことについて表記する。

第3条（治療実績の表示）

乙は甲に対し、従前のインターネット広告等の上で表示していた「上野クリニックは累
積28万人以上の治療実績」との表記について、消費者の誤解を避けるために、削除する
ことを承諾する。

第4条（包茎治療の料金表の掲載位置）

乙は甲に対し、従前のインターネット広告等の上で表示していた「第2条」の料金表示
の表示位置について、乙のサイト上のトップページに近い見出しやすい位置に表示される
ように、表示位置を移動することを承諾する。

第5条（説明資料等の表示内容の修正）

乙は甲に対し、受診者に対して交付されるインフォर्मドコンセントに寫するための各
種説明資料の内容についても、「第2条」の修正内容に照らうものに修正すると共に、各施術
の医学的適応（治療の必要性、危険性、その他のメリット・デメリット等）について、誤
解を生じないように修正することを承諾する。

第9条（ホームページ修正期間中の経過措置）

乙は甲に対し、「第1条」ないし「第4条」に規定するホームページ上の表示・広告上の
表現及び表示方法の修正について、その全ての修正を終えるまでの期間中（乙の説明に拠
れば、少なくとも3ヶ月以上を要するとされる。）、その修正期間中の経過的代替措置とし
て、消費者に対して誤認のおそれのある情報が提供されることが無いように、最初の受診
時または相談時において、ホームページ上の修正・変更を予定する表示・広告内容の全て
を記載した書面による説明資料を交付し、かつその内容を説明することを承諾する。

第7条（将来的な拘束と実施状況の確認に対する協力）

乙は甲に対し、「第1条」ないし「第5条」に規定する合意内容（本条の定めも含め、以
下「本件合意内容」と言う。）により修正された表示・広告・契約関係書類・説明資料等の
記載内容について、今後も、消費者に対して正確かつ必要十分な情報提供を続けることを
承諾する。

- (2) 前項に規定する実施状況を確認するため、乙は甲に対し、甲の求めに応じ、当該時点

(2) 前項に規定する実施状況を確認するため、乙は甲に対し、甲の求めに応じ、当該時点において行っている表示・広告の内容、その他の説明資料、契約書用紙等の資料を提供し、本件合意内容の実施状況につき報告することとする。

第8条 (連絡条項)

乙は甲に対し、乙が本件合意内容に違反した事実が明らかになった場合には、甲の求めにより、直ちにその違反状況を是正する措置を講ずるべく協議に応ずると共に、当該違反事実を甲のホームページに掲載して公表することにつき、異を唱えないものとする。

第9条 (免責条項)

甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定める外、何らの権利義務も無いことを相互に確認する。

2013年11月 / 日

(甲) 連鎖消費合作社・特定非営利活動法人
消費者機構日本
代表者 理事 芳賀 唯

(乙) 上野クリニック (新宿医院)
管理者 院長 川村 淳 夫
上代理人
弁護士 島 木 浩 司

包茎治療料金一覧表

手術名	料金	特長	カウンセリング	アフターサービス
包茎手術 (ナイロン糸)	¥75,600 ※	ナイロン糸による環状切開術となります (亀頭下 1cm 付近の縫合)	無料	無料
包茎手術 (吸収糸)	¥105,000※	吸収糸を使用した環状切開術となります (亀頭下 1cm 付近の縫合)	無料	無料
修正再手術	¥157,500	他院施術に対する修正手術です	無料	無料

※公的保険の適用範囲外となります。

※包皮の状態により、料金には個人差がございます。

※美容形成技術を施した場合、基本料金より加算設定があります。

亀頭直下デザイン縫合(¥115,500)、小帯形成、内板外板剥離、その他ございます。

現金によるお支払いのほか、提携カード会社の各種クレジットカードによるお支払いも取扱っております。

また、保証人不要、頭金ナシ、秘密主義の医療クレジットもご用意しております。

その他、医療専用ローンもございます。

さらにウエノ男を目指す方のために、以下のプランも用意しています

パワーアップ(強化)治療

施術内容	費用	注記
亀頭強化	¥126,000	※使用薬剤、使用量により料金が異なります ※インプラント薬剤 1 本あたりの費用となります
早漏改善	¥157,500	
亀頭保護	¥189,000	
亀頭形成		

料金例

通常の包茎手術に加えて、美容形成で形を整えた場合

包茎手術	+	美容形成術	+	パワーアップ(強化)治療
包茎手術(ナイロン糸)		亀頭直下デザイン縫合		亀頭強化(インプラント薬剤1本)
¥75,600		¥115,500		¥157,500
合計金額				¥348,600